

## 会 議 等 結 果 記 録

会 議 名	西和賀町まちづくり基本条例案の策定における相互協力等に関する協定締結式
日 時	平成21年7月13日(月) 午後3時00分から同3時30分まで
場 所	西和賀町役場湯田庁舎 2階 会議室(庁議室)
出 席 者	代表、副代表、西和賀町長、事務局3人 報道3社(岩手日報、岩手日日新聞、岩手建設工業新聞社)
結果概要	<p>1 開式</p> <p>2 経過説明及び協定内容説明 事務局からこれまでの経過を説明し、協定書を読み上げて確認。</p> <p>3 協定書署名 西和賀町まちづくり基本条例をつくる会代表と町長が協定書2通にそれぞれ署名した。</p> <p>4 挨拶 〔高橋町長から〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ これからのまちづくりは住民コミュニティが大きな要素になっていくし、コミュニティの充実が町の発展に不可欠と考える。この条例はコミュニティの発展に資するものと思う。</li> <li>・ 条例づくりには、協定の下、住民全体の動きとなるよう積極的に進めていただきたい。</li> </ul> <p>〔つくる会高橋代表から〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ つくる会設立に先立ち、自分たちは「西和賀まちづくり基本条例を開く会」をつくって2年前から活動を始め、条例について勉強してきた。その中で、条例は住民が認識し、住民のためのものでなければならないことを実感した。</li> <li>・ つくる会はまだスタートに立ったばかり。これから勉強して住民と話し合いながら、住民に分かりやすい条例をつくっていきたい。</li> </ul> <p>5 閉式</p>

## 西和賀町まちづくり基本条例案の策定における相互協力等に関する協定

「西和賀町まちづくり基本条例をつくる会」（以下「つくる会」という。）と西和賀町（以下「町」という。）は、西和賀町まちづくり基本条例案の策定における相互協力等に関する協定（以下「協定」という。）を次のとおり締結する。

### 第1 目的

この協定は、西和賀町まちづくり基本条例案（以下「基本条例案」という。）の策定にあたり、「つくる会」と「町」との関係や役割分担、相互協力の内容を定めるものとする。

### 第2 原則

つくる会と町は協働の精神に基づき、互いに次の原則を遵守する。

- (1) 対等な立場で議論や意見交換を行うこと。
- (2) それぞれの自主性を尊重すること。

### 第3 役割と責務

つくる会と町とは、つくる会の活動と基本条例案の策定に関連して、以下に示すそれぞれの役割と責務を持つものとする。

#### (1) つくる会の役割と責務

- ア つくる会は、自立した組織として基本条例案を策定する。
- イ つくる会は、多くの町民が参加できる座談会等により、町民の意見や要望を幅広く集め基本条例案を策定する。
- ウ つくる会は、検討の経過、内容、成果等がより多くの町民の目や耳に触れるように広く一般に情報公開や情報提供に努めるものとする。

#### (2) 町の役割と責務

- ア 町は、つくる会に情報を提供する。
- イ 町は、活動に必要な場所の提供や会議結果の記録などについて支援を行う。
- ウ 町は、専門家の派遣や調査活動などについて支援を行う。
- エ 町は、つくる会の活動及び基本条例案の広報並びに情報公開に関し、媒体の提供などを通じて協力する。

### 第4 協定の有効期限

協定はつくる会と町との合意をもって発効し、その効力は基本条例の制定までとする。

### 第5 その他

協定に定めていない事項で、今後、協定を遂行するうえで必要と認められるものについては、つくる会と町の協議の上、協定に加えることができるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、署名の上、それぞれ1通を保有する。

平成21年7月13日

西和賀町まちづくり基本条例をつくる会  
代表

高橋浩幸

西和賀町  
町長

高橋繁

# 条例案の策定に向けて始動

## まちづくり基本条例案の策定に関する協定を締結

### ○条例をつくる会が発足

町は、まちづくりの基本理念や行政運営などのルールを定める「まちづくり基本条例」の内容を検討するための検討組織を立ち上げることとし、今年3月から約1ヶ月間参加者を公募しました。その結果、一般からの応募者12人に、



握手をかわす高橋代表と町長

議会と行政から各2人を加えた16人で「西和賀町まちづくり基本条例をつくる会（以下「つくる会」）」が立ち上げられました。つくる会は、町から自立した組織として、

西和賀町にふさわしい条例の制定を目指し、町民が主体となって条例案を策定することを目的として活動していきます。

### ○つくる会と町が協定を締結

7月13日、つくる会と町は「まちづくり基本条例案の策定における相互協力等に関する協定」を締結しました。

この協定は、まちづくり基本条例案の策定を進めるにあたっての、つくる会と町との役割分担や相互協力の原則などを定めるもので、つくる会と町が協働の精神に基づき、対等な立場で議論や意見交換を行うことや、つくる会が条例案を策定すること、町がつくる

会の活動を支援することなどが主な内容となっています。

### ○つくる会の活動内容は

つくる会では、これまでに3回の会議を行い、会則を決定したほか会議運営のルールや今後のスケジュールなど、協議を重ねてきました。

また、条例案策定にあたっては、岩手県立大学総合政策学部教授の高橋秀行先生をアドバイザーに迎え、検討手法などについてのご指導をいただくこととしています。

今後秋ごろまでは、高橋先生の講義などによる会員相互の学習に加え、グループワークなどの手法により、条例に盛り込むべき項目の抽出などについて協議していく予定です。その後準備が整いしだい、住民の皆さんの声や意見を条例案に反映させるため、住民懇談会などを各地で開催していくこと

としています。

なお、つくる会の会議は傍聴できますので、希望する方は当日直接会場へご来場ください。会議日程などについては、町のホームページに掲載しています。また、つくる会への参加も随時受け付けています。希望する方は問い合わせ先にご連絡ください。

・町ホームページアドレス

<http://www.town.nishiwaga.lg.jp>

### 西和賀町まちづくり基本条例をつくる会名簿

氏名	地区	氏名	地区
太田 宣承	太田	◎高橋 浩幸	弁天郷
刈田 敏	新町	高橋 涉	前郷
黒淵 淳一	大野	武田 勝憲	湯川尻
○佐々木 浩輔	太田	淀川 豊	川尻
菅原 彰	野々宿	湯沢 正	湯之沢
高橋 悟	湯田	高橋 雅一	大野郷
高橋 清一郎	下前	高橋 智	巢郷
高橋 宏明	大沓	平藤 節夫	左草

◎代表 ○副代表

(順不同・敬称略)

■問い合わせ先／政策推進室

☎ 82-3284

## 会議の公開の方法に関する確認事項（再確認）

### 1 傍聴の方法

項目	事務局案等
傍聴対象とする会議	全体会のみを対象とする。
申し込み受付	傍聴者受付簿（別記様式）により当日行う。
人数制限	20人程度を原則とし、会場に余裕がある場合は定員を超えても構わないものとする。
録音・撮影	代表の承認を得て許可する。
傍聴者の意見及び発言	協議終了後傍聴者が希望する場合は代表の承認を得て発言させることができるものとする。

### 2 会議結果の調製及び公開

項目	事務局案等
会議結果を作成する会議	全体会及び運営委員会については作成し、その他の会議については、必要に応じ作成する。
形式及び内容	詳細な発言の記録ではなく、会で話し合われた事項及び決定内容がわかるものとする。発言内容を記録する場合は原則匿名とする。
確認及び公開方法	代表に送付（又はメールによる送信）し、確認の上、町のホームページに掲載して公開する。
会議結果の調製	事務局が行う。

### 3 HPへ掲載する内容

項目	事務局案等	
会員名簿	会員	氏名、区分（一般公募、議会議員又は行政職員）、行政区名、会における役職
	アドバイザー	氏名及び肩書き
会則及び町との相互協力協定		
会議結果	全体会の結果	
会議開催予定	次回以降の開催日程及び会場	

### 4 住民への周知等

項目	事務局案等
町広報への掲載	つくる会の活動について随時掲載する。（8月号から）

アンダーラインは前回資料から修正した箇所

## まちづくり基本条例をつくる会の活動報告（仮称）

まちづくり基本条例をつくる会は、5月14日に第1回会議、6月9日に第2回会議を開催して会則を決定しました。今回から、まちづくり基本条例案の策定について定期的に掲載していきます。

第1回及び第2回会議の概要は次のとおりです。

第1回会議 5月14日午後7時から、会員13人、事務局3人計16人出席（会場：役場湯田庁舎）

第2回会議 6月9日午後6時から、会員13人、アドバイザー、事務局3人計17人出席（会場湯本地区公民館）

第3回からは、会則に基づき、全員が出席する会議を「全体会」と標記します。

### 第3回全体会

7月6日午後6時30分から会員9人、アドバイザー、事務局職員2人の3人が出席し、役場湯田庁舎で行われました。

最初に前回決定した会則の再確認と6月30日に実施した第1回運営委員会の報告がされました。その後、町との相互協力協定の締

結に関する事、今後の進め方、会議の公開方法に関して話し合われました。

町との協定については、前回当面締結しないこととしましたが、運営委員会で協議した結果、つくる会の事務局を役場に置くこと、町が負担して専門家としてのアドバイザーを設置することなどの根拠として、協定を結ぶことが確認されました。会議の公開方法としては、傍聴の手続や会議の記録のとおり方、HPでの公開方法が話し合われました。今後の流れとしては数回アドバイザーの先生の講話や町の財政状況や基本構想の内容について、会員相互で勉強していくことが確認されました。

### 第4回全体会

7月29日午後6時30分から会員9人、アドバイザー、事務局職員2人の3人が出席して役場沢内庁舎で行われました。

問合せ 政策推進室 82-3284

広報にしわがに「西和賀町まちづくり基本条例をつくる会」の活動について掲載する場合の例

## 今後のスケジュール（再確認）

時 期		内 容
7月	6日	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 町との協定について</li><li>・ 会議の公開方法について</li></ul>
	29日	<ul style="list-style-type: none"><li>・ アドバイザー高橋先生からの講話</li><li>・ 会議の公開方法について（再度）</li></ul>
8月	お盆過ぎ	<ul style="list-style-type: none"><li>・ アドバイザー高橋先生からの講話</li><li>・ 西和賀まちづくり基本条例を開く会からの報告</li></ul>
9月		<ul style="list-style-type: none"><li>・ アドバイザー高橋先生からの講話</li><li>・ 町の財政状況、総合計画などについての説明</li></ul>
上記以降		グループワークなどにより、課題の抽出や条例に盛り込むべき項目の抽出を行う。